

2010年2月26日

知的財産推進計画（仮称）骨子に盛り込むべき事項について

相澤英孝

1. ①標準化された技術が日本企業の収益を確保し、②大学や中小企業の開発した技術が収益を生むことなどにより、日本経済の発展に結びつけるためには、十分な保護を与える特許制度が必要である。
2. 十分な保護を与える特許制度とするためには、①補正（特許法17条の2）、②分割出願（44条）、③訂正（126条）、④記載要件（36条4項）、⑤サポート要件（36条6項）のような形式的な要件を緩和しなければならない。なお、仮出願の創設や新規性の新規性喪失の例外を拡充しても、①～⑤の制度を緩和しなければ、その効果をあげることはできない。
3. 海外への出願比率を数値目標とすることは、日本の技術的基盤を形成している日本への特許出願を減少させることになる虞があるので、妥当ではなく、数値目標としては日本の特許出願数の方が適切である。
4. 特許審査ハイウェイの利用率を単純に数値目標とすることは意味が薄く、日本国特許権に基づき、この手続により、外国の特許権を得た数を数値目標とすべきである。
5. 特許出願の審査期間は過去の数値目標であり、特許出願数及び特許率を数値目標とすべきである。